

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

○4 番 （長尾 和則） おはようございます。（一同「おはようございます」）

私は、さきに提出しました通告書のとおり2項目について質問をさせていただきます。

最初の項目として「介護保険制度および地域福祉の新たな局面にむけて」について大きく4点の質問をいたします。

3年ごとの介護保険制度改正が2024年度に実施されます。団塊の世代が全て75歳以上になる2025年度を前にした改正であり、新たな局面へのスタートとなるわけがあります。

村においても介護保険法第117条に基づき介護保険事業を円滑に進めるための基本事項を定めた中川村第9期介護保険事業計画を2024年度～2026年度を対象期間として現在策定中であります。詳細説明は今月実施される議会全員協議会でされると承知しておりますが、今回の私の質問は、超高齢化と人口減少が進行する現況の中で、中川村として介護保険制度をいかに円滑に運営していくかについてお尋ねしたいと思えます。

あわせて、本年4月から展開される予定である第1期中川村地域福祉計画を念頭に、今後の地域福祉全般について、その考え方をお聞きいたします。

まず村における介護保険制度の現状と将来についてお尋ねいたします。

中川村の介護保険制度被保険者数は、2023年度現在、65歳以上の方が対象となる第1号被保険者が1,721名、40歳以上65歳以上の方が対象となる第2号被保険者が1,399名、合計3,120名であり、その人数は年々減少しており、2023年には2,930名と推定されています。

一方、被保険者に対する要介護、要支援の認定者の割合は、2023年時点で第1号被保険者において15.3%、第2号被保険者において0.4%となっております。

視点を変えまして、2023年10月時点の中川村の人口構成を見てみますと、70歳～79歳の方が725名お見えになります。これは村の全人口の15.8%を占めており、10歳ごとの世代人口では一番多くなっております。

2018年度～2022年度の5年間における要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢は84.4歳であることを考えると、村で世代人口が一番多い現在の70歳代の方々が10年後に80歳代になられたときには、被保険者に対する認定者の割合は現時点より高くなっていると予測できます。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1点目、介護保険料を支払う被保険者数が減少傾向の中で、介護・支援認定者の割合が増加となる場合、村の介護保険制度の持続可能性についてどのように考えるかお尋ねいたします。

2点目、対策としては介護予防の推進、介護サービスの効率化や質の向上、制度の財政基盤の強化、国や県の財政支援等が考えられますが、今後、具体的にどのような手を打っていくのか、併せてお尋ねいたします。

○保健福祉課長 中川村における介護保険制度の見直しについて御質問でありました。それについて

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

お答えをさせていただきます。

まず、介護保険事業を安定的に進めていく上でポイントとなる点としては、1つ目として介護認定者と介護給付費の抑制、2つ目としまして1号被保険者——65歳以上になりますが——この方たちの人数、3つ目としまして介護を担う人材、以上の3点を重点として事業を進めております。

1つ目の介護認定者と介護給付費の抑制については、中川村の平成30年～令和4年度までの5年間の新規介護認定者の平均年齢は議員さんもおっしゃっていたとおり84.4歳でした。それで、国の調査でも年齢とともに介護の認定率は上昇し、85歳では60%の人が介護認定を受けていると報告をされていて、村でも同じような状況となっております。

村では75歳以上の人口が2030年頃まで上昇すると見込まれていることから、介護給付費をいかに抑制できるかが今後の重要なポイントとなってきます。

2つ目の一般被保険者——65歳上の人口ですが、介護保険の財源の23%が1号被保険者の保険料とされているところです。実はこの23%が24%になることも検討がされています。介護保険料は予測する介護給付費の23%を65歳以上の人口で割って決めているものですので、人数が少なくなれば保険料を上げざるを得ないというような状況になってきます。

中川村の65歳以上の人口は、令和2年をピークに減少に入っております。

3つ目としまして、介護を担う人材の不足は、例を言いますと、幾ら特養やグループホームなどの施設があっても、そこで働く人がいなければ実際に入ることはできない、そもそも介護保険を使いたいのに相談員——ケアマネジャーがいなくては何をどう利用したいか分からないということなどもあります。

以上のことから、介護認定者と介護給付費を抑制して介護保険料の上昇を抑えていければ介護保険制度を持続させていくことができると今のところは考えております。

それで、質問の2つ目の、じゃあ具体的な対策はどのようなことかというところではありますが、介護認定者と介護給付費を抑制するためには、加齢に伴う心身機能の低下は仕方のないことですが、介護保険サービスを有効に利用して重度化を予防することがこの年齢の方たちには大切となってきます。

また、新規で介護認定の申請をする年齢を少しでも上げ、元気で暮らす時間を長くすることも大切になってきます。

要介護認定を受ける際の原因となる病気——疾患について見てみますと、予防が可能な疾患として生活習慣病があります。皆さんも御存じだと思います。

中川村の65歳以下の2号被保険者の要介護認定に至った原因疾患は脳血管疾患が一番多く、この疾患は、高血圧や脂質異常症、糖尿病、こちらなどのコントロールで実は防ぐことができた可能性が高い疾患です。

また、軽度の介護認定の原因としまして多い骨格筋系の疾患、こちらは運動不足等の解消で予防が可能な疾患と言われております。

若いうちから介護認定を受ける状態になることは、認定者数を増やすこと、また介

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

護サービスの利用を長期化させることも考えられ、全体の給付費を増加させることにもつながります。

以上のことから、やはり介護予防、重度化予防の取組、介護認定の平均年齢を上げつつ認定率を抑えていくこと、こちらのことをいつも重点に、また取組を進めていきたいと考えております。

○4 番 （長尾 和則） よく分かりました。

今おっしゃったように、中川村でも問題ですが、国全体においても大きな課題であることは論をまたないと思います。

私も調べたんですが、国全体での介護費用の総額は、現在は介護保険制度が始まった2000年に比べて約3倍の11.7兆円になっておるそうであります。

保険料の全国平均は月額6,000円ということです。中川村の場合、現在65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は6,400円でありますので、6,400円というのをお聞きしたところ、長野県下77市町村中で11番目に高い金額だそうでありますけれども、財政面で見ても非常に厳しい局面に立たされつつあるということが今の課長の説明でもよく分かりました。

村としても、これは当然かと思いますが、この問題はきちんと正面で捉えて取り組んでいかなければいけない問題であると思っております。

次の項目に移ります。

次に介護サービス事業者の現状について2点質問いたします。

ただいま課長のほうから介護事業者のお話もありましたけれども、2点お尋ねしたいと思えます。

1点目、要介護、要支援の認定を受けた方が利用する介護サービス事業者がいわば介護の実働を担うこととなりますけれども、その事業者の人材確保について村は実情をどのように認識しているかお尋ねいたします。

2点目、全国的に介護職員の処遇改善や職場環境の改善が叫ばれています。これらについて村は実情をどのように認識されているかお尋ねいたします。

○保健福祉課長 人材確保について村の現状をお答えします。

介護保険制度が目指す自立支援は、加齢によって要介護状態となっても自らの意思で自分らしく社会参加し続けることを支援することです。

元気な高齢者は続けられる限り働き、あるいは活動し、たとえ自分で働くことができない体であっても誰かの役に立つ存在であり続けることの大切さをお互いに理解し合い、支え合う体制をつくり上げていく必要があります。その体制をつくる上では、専門職、行政、事業所などの社会資源、住民同士の助け合いなど、様々な力が必要となります。

その中で、専門職が担うサービスは誰もができるものではなく、専門性が高くなるので担い手の育成は必須となります。

国の調査によりますと、介護人材の需要と供給は、このまま2050年を迎えると中川村でも現在より2割～3割介護職員を増やす必要があると言われております。

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

村の介護事業所でも担い手不足や担い手の高齢化は問題となっております。募集をかけても応募がない、仕事が続かないなど、人材確保が難しくなっている実情があります。

次に質問の2番目に入りますが、そのための介護職員の処遇改善についてであります。村だけではなく、やはり全国的に介護の担い手が減少する中で、介護人材の確保が難しくなっていることは村も同じで、中でも給料の高いほうへ人材が動いていく現状があります。そのため、来年度は介護サービスの報酬改定が行われます。その中では、専門職の種類による格差が少なくなるよう、処遇改善も見直しをされます。

国の動向を見ながら、人材確保についても村内の事業所と一緒に検討していきたいと考えております。

○4 番 （長尾 和則） そうですね。中川村でも二、三十年後の人材不足が危惧されるということですね。

私は全国の状況を調べましたんでちょっと申し述べますが、これは厚生労働省の調査です。

2023年度時点で必要な介護職員数は233万人が必要だそうですが、これに対してその時点で22万人不足している。団塊ジュニア世代が65歳以上になるのは2040年ですけれども、この時点では必要な介護職員数約280万人に対して何と69万人が不足するであろうという調査が出ております。先ほど課長のおっしゃられた傾向と一緒に思えます。

これも先ほどおっしゃいましたが、人材不足の解消のためには、処遇改善、これが不可欠であることは間違いありません。

一方、現実として、介護事業所の収入ってというのは公定の介護報酬に左右されてしまうわけです。過去から3年に一度の介護報酬改定は行われているわけですが、2012年——今から12年前から今日まで、給料は平均で約10万円引き上げられてきたというふうに言われております。それでも2020年現在で介護産業における月収は全産業平均と比較して約6万円低いという調査が出ております。

現実問題として、介護報酬を上げようと思うと、税金や、先ほどおっしゃったように保険料、これの確保が必要となるために、なかなか実現は容易ではない、これはよく分かるんですが、これも先ほど課長がちょっと触れられましたが、実際に2024年度——来年度の今回の改定では過去2番目に大きな上げ幅になると、具体的な数字で言いますと1.59%の報酬増が決まっております。

ただし、訪問介護、ホームヘルパーと呼ばれる方々、この方々の基本報酬を2～4%下げるという結果が出ておまして、業界団体やマスコミからの批判が相次いでいる現状であります。

ただ、これも私はよく調べたんですが、これはなかなか複雑な問題で、一概には言えないかと思えますけれども——ちょっと本論からずれてすみません。ホームヘルパーの方の基本報酬は減るんですけれども、処遇改善加算がホームヘルパーさんには手厚くされるということですので、実際にはお給料は下がらないというのが国の現在の説

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

明であります。

私はマスコミを通じて調べただけですので、これ以上は申しかねます。

いずれにしましても、介護という崇高なお仕事、これに従事されている方々への尊敬と感謝の気持ちを忘れてはならないと思います。

私自身も複数の身内の者が介護職員の方々や介護事業所に現在進行形でお世話になっております。感謝の念に堪えないところであります。

それでは次の質問に行かせていただきます。

次に中川村の地域包括支援センターについて質問いたします。

村は介護予防の拠点として地域包括支援センターを設置しています。2005年の介護保険法改正で創設され、地域の高齢者の総合相談や高齢者の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しております。

地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員——一般に主任ケアマネジャーと呼ばれている方々の配置が義務づけられていますが、中川村ではそれぞれ何名の方が従事されているかお尋ねします。

2点目です。

いずれの資格も高度な知識、識見が求められ、資格取得には大変な努力と研さんを要すると伺っております。

中川村では将来にわたってこれらの資格者の配置について欠員が生じるおそれはないでしょうか。

まずこの2点について質問いたします。

○保健福祉課長

それでは地域包括支援センターについてお答えをさせていただきます。

1つ目の質問であります。現在、中川村地域包括支援センターの専門職は社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種がそろっており、1人が複数の資格を保有しているため、実質は5人で介護保険事業の実働をしております。

2点目であります。保健師、社会福祉士は大学や専門学校を卒業して資格を取得し、社会福祉士は実務経験により資格を取得することも可能な資格になっています。

主任介護支援専門員は、国家資格を持つ専門職が5年以上の実務経験の下で介護支援専門員の資格を取り、さらに5年以上の実務経験を積んで取得するものになります。

介護支援専門員はもともと持っている国家資格があるため、資格を取得しても実務に就かない傾向が現在はあります。そのため、現在の介護支援専門員は高齢化が問題となっているという新たな問題もあるというようなところもあります。

どこの事業所でも、村においてもそうですけど、募集しても応募がない状態で、今のところは何とか実働は担えておりますが、今後、担い手の不足は心配されているというところでもあります。

○4 番 （長尾 和則） 分かりました。5名ということでお聞きしました。

介護保険法施行規則を見ますと、中川村の第1号被保険者の人数、この規模ですと先ほどの3職種のうち2名を配置ということでもよいと、2名を配置し、うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とするという条項があるんですが、中川村の場合

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

は5名という厚い配置をしていただいております、これは大変ありがたい状況だと思いません。

ただ、将来に向けては若干不安があるということですので、これも視野に入れていかななくてはいけない。

逆に言えば、先ほど述べた3職種の人材は、世間一般的には人材を確保することが難しいと言えるのかもしれませんが。

そこで次の3点目4点目を併せて質問いたします。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員は、高齢者福祉のみにとどまらず、中川村の福祉全般を持続、進展させていくためのキーマンとなられる方々であります。これらの方々の給与報酬には何らかの加算があつてしかるべきだと私は考えますが、現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

4点目です。

村は中川村第9期介護保険事業計画の上位計画である第1期中川村地域福祉計画を現在策定中であり、介護保険事業を含めた村の地域福祉全体を推進していくための大きな方向性を示そうとしております。

この中では、現在は地域住民が抱える課題が複雑化、複合化しており、従来の子ども、障害、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制に加えて、今後は地域共生社会の実現に向けて包括的な相談・支援体制の構築を進める必要があることがうたわれております。その理念は非常に大切であると、よく理解できるところであります。

第1期中川村地域福祉計画の計画期間は来年度——2024年度～2028年度の5年間ですが、この計画を推進するために現在の地域包括支援センターに今後さらなる負荷がかかることはないでしょうか。

この2点について質問をいたします。

○保健福祉課長

それでは3番目と4番目の質問に対してのお答えになりますが、専門職への加算の措置を行ってはおおりません。

地方公務員法で職員の給与など勤務条件は条例で定めるとされており、村では一般職の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例で給与及び諸手当が定められており、御質問の加算については定められていません。

なお、会計年度任用職員については採用時の初任給の基礎号給がほかの職種より高く定められております。

続きまして4番目の質問に対するお答えであります。村でも今後の体制を考える上で人材確保は常に考えております。

しかし、社会全体で福祉分野が担う相談が複雑で困難化していることは中川村のような小さな村であっても同様で、専門職不足は大きな課題になります。

専門職は一人一人の支援を丁寧に行っていく力が必要ですが、専門職の専門性があるからこそ地域に働きかけることもできると考えております。

地域の中の様々な力を集結してみんなで支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。皆様一人一人の御協力で恐らく地域共生社会は実現して

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

いくと思っております。

○4 番 （長尾 和則） 手当は支払われていないということをお聞きしました。

私は、3 専門職に対して行政から資格手当を支払っている全国的な割合を A I を使って調べてみました。2023 年 3 月末時点のデータであります。あくまでも調査の一例を用いたものですので、こういった調査っていうのはよくあるんですが、調査期間や調査方法によって若干結果が違ってきますので、参考値としてお聞きいただけたらと思います。

まず保健師、全国市町村は 1,718 市町村あるわけですが、このうち資格手当を支給している割合は約 78.4%、社会福祉士は同じく約 83.5%、主任介護支援専門員は約 71.2%と、全国的には 7 割以上の行政が資格手当を支払っているという結果が出てまいりました。これはあくまでも参考値としてお聞きいただきたいと思います。

いずれにしましても、いずれの資格をお持ちの方も今後の村の福祉行政の重要な一端を担っていく方々ですので、ぜひ何らかの処遇改善、報酬加算を、今後、ぜひ村長さん、総務課長さんには検討いただけたらと思います。

次の質問の地域包括支援センターは、現在もお話を聞くと大分負荷がかかっているということをお聞きしました。大変皆さんは頑張っておられるというふうにお聞きしました。敬意を表するところであります。

ただ、その方々の努力のみに頼っておるといけない、行政として、組織として、やはり何らかの手を打っていかないと、この方々がくたびれてしまつては元も子もありませんので、ぜひしっかりと視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に参ります。

次に、中川村の福祉を担う人材の確保について 2 点質問いたします。

中川村が将来にわたって円滑に介護保険制度や地域福祉全般を運営するためには、福祉全般を担える人材の確保が重要であると考えます。

行政組織における人材確保とともに、地域福祉の推進団体として重要な役割を果たしている中川村社会福祉協議会における人材確保も含めて、村長のお考えを伺います。

2 点目、若い人材で社会福祉を志す方々、具体的には 4 年制大学の社会福祉学部で専門知識を学んでいる方々、これらの方々は将来のスペシャリストとして大いに期待ができると考えます。

近郊で社会福祉学部がある 4 年制大学は、県内では上田市にあります公立大学法人長野大学、愛知県知多郡美浜町に本部を置く私立の日本福祉大学等がありますが、そのような大学に人材確保に向けてアプローチすることはできないでしょうか。

以上 2 点について質問いたします。

○村 長 前段でも御説明を申し上げましたとおり、福祉全般を担う人材の確保は重要であるというふうにご考えております。

中川村社会福祉協議会にありましては、実際には村の福祉の実働を担う中心的存在でありますので、中川村以上に人材確保の問題は重要になっているというふうにご考えております。

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

人材を募集しても実は応募がないという状況もあるようでございますので、事業所で専門職を育てていくという考え方も取り入れて早急に対応していく必要があるのではないかと、今いる職員の方の資格を増やしていく、こういう努力も必要ではないのかなというふうに思っております。

それから、若い有資格者、こういった方を確保していくという手段としては、今提案がありましたとおり、大学ですとか専門学校への声かけ、こういったことをしていくっていうことは確かに有効なことになるかもしれません。

特に、中川村は皆さんを非常に求めているんですっていう直接の声かけが有効になる場合もあるかと思いますが——実は、話は変わりますが、技術的なところ、工学的なところで土木、建築でございます。こういったところの職員を確保したいということで——学校があるわけでありまして。飯田 O I D E 長姫高等学校でありますけれども、こちらのほうにも声がけして受験を受けていただいた経過がございます。そういうふうなことをしていくということもこれからの行政には必要になってくるのではないかなということは考えております。

もう一つ、中川村社会福祉協議会が実働を担っておると申しましたが、これも——こんなことがあっていいかどうかということはあるかもしれませんが——介護報酬、それから通所介護、訪問介護、こういった事業を手がけて介護保険の事業を運営しておるわけでございます。

そういう中で、実は社会福祉協議会では今大きな赤字を抱えつつありまして——これは昨年に限ったことではありません。最近はこの傾向が非常に大きくなっておりまして、このまま赤字が続きますと、一旦蓄えておりますところが 8,000 万円ほどあるわけでございますが、これを取り崩して事業を継続しなければならないということも考えられるわけでありまして。

ですから、事業の在り方そのものも——実は社会福祉協議会ばかりじゃなくて、例えば N P O 法人かつら——これはちょっと事業の方向が変わるわけでありましてけれども——こういったところもやっておりますので、社会福祉協議会だけではなくて、村内の事業所の中でのシェアリングではないんですけど、経営が成り立つような格好も考えていく必要があるのかなということを考えております。

そういう意味では、社会福祉協議会の担う役割をもう少し社会福祉協議会とともにやはり詰めていく必要もあるかなと、こんなふうにご考えておるところであります。

○4 番 （長尾 和則） 実働を担っていただく社会福祉協議会をはじめとする事業者の方々は大変厳しい状態にあるということがよく分かりました。

この方々がいないととても福祉が成り立ちませんので、今、村長がおっしゃったとおり、これもしっかりと見詰めていく必要があるのだと思います。

若い方々の確保については、ある方にお聞きしましたら東北信のほうでは長野大学の卒業生で福祉のお仕事に就かれる方を順調に採用できておるということをちょっとお聞きしました。そうやって考えると、やはり声をかけることによって若い方々の進路をこちら側へ誘導するということが可能かと思っておりますので、ぜひ検討をお願いいた

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

と思います。

それでは次に参ります。

1項目めの最後の質問になります。高齢者福祉を含む地域福祉全般の将来に向けた検討についてお尋ねいたします。

これも2点を併せて質問いたします。

村民目線で見ると、村の福祉関連部署である保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会は事務局が分散しており、相談訪問の際にどこを尋ねてよいか分かりづらいという声を聞きます。

この点は、先般——2月21日の議会全員協議会で説明いただいた保健福祉課の係再編において新たに福祉相談係を設置することは、相談のしやすさが向上し、村民にとって大変よいことだと思います。

相談窓口を一本化することができましたので、今後は村の地域福祉全体に横串を刺すためにも3事業所を将来的には1か所にまとめることを検討したらどうでしょうか。

この点についても、2月27日の本会議の中で村長から説明いただいた令和6年度の村政運営の基本方針の中で地域包括支援センターを現在の保健センター事務室から保健センター大広間——健診室に移動して、新たに設置されるこども家庭センターとの連携を目指すとの説明がありました。

横串を刺す、このメリットや重要性を村も十分御認識されていると思いますので、もう一步進んで、先ほども言いましたとおり、将来的には先ほどの3事業所に加えて、こども家庭センターも加えて中川村総合福祉センター的な場所を目指すことを提案いたします。

具体的な他市町村の例を1点だけ申し上げます。

県内の池田町では、町内に点在していた保健福祉課関係機関、具体的には役場福祉課、地域包括支援センター、保健センター、社会福祉協議会等を1か所に集めて池田町総合福祉センター、通称やすらぎの郷と呼んでおるようですが、総合福祉センターとしております。そこに行けばワンストップで地域福祉全般について相談や対応ができるという体制になっておって、大変評価は高い模様であります。

中川村の場合は、近い将来、小中学校を統合した場合には空き校舎となる施設が生まれますので、そこを地域福祉を一元的に担う場所として活用することを今から視野に入れて検討していったらいかがでしょうか。

もう一点の質問です。

中川村第9期介護保険事業計画、第1期中川村地域福祉計画は、ともに多様化する生活様式に対応し誰もが暮らしやすい地域を実現するため、障害や年齢の枠を超えた地域共生社会の重要性をうたっています。

その具体的施設の一つである高齢者や障害者、子育て世代、子どもと地域で暮らす様々な人が集うことのできる交流の場づくりは地域共生社会の具体的な展開の拠点となり、様々な波及効果が期待できます。例えば高齢者の社会参加や介護予防の観点で見ても有効的だと考えます。交流の場でお年寄りとお年寄りの交流が活発になれば、双

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

方にとっての好影響が期待できると考えます。

その観点からも先ほど述べた地域福祉を一元的に担う場所づくりの検討は中長期構想にしっかりと組み込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点について最後にお尋ねいたします。

○村 長 村の福祉を進めていく上で、保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、また来年度である令和6年度から設置することも家庭センターなどを1つのところにまとめて総合福祉センターとして事業を進めていくということは、確かに理想の形かなというふうにも思います。村民にとっても分かりやすくなるわけでありまして、専門職の人材確保も難しい状況から、一つにまとめることで柔軟に対応ができる場合も出てくるかもしれないというふうに考えます。

今、議員がおっしゃいましたとおり、今後空いてくる公共施設も確実にあります。

ただし、公共施設の後の在り方についてはいろんな使い方ができると思っておりますので、今、議員がおっしゃったことも一つの大きな要素として研究をしていきたいということで考えております。

また、こども家庭センターでございますけれども、今度、保健センターを改修してつくっていきます。これについては、言い方は悪いんですけど、当面的な措置、この組織自体はそのまま移行していきますけれども、取りあえず今の保健センターに間借りしていくということで御認識をいただければいいと思っております。

保健センター自身も非常に老朽化をしておりますし、いろんな意味で広く考える中で、議員がおっしゃったことも視野に入れて議論を進めたいというふうに思っております。

次でございますけれども、少子高齢化の中で独居の高齢者の方の世帯も増えておることは事実です。それで、世代を超えて交流をするということがなかなか難しくなっていることも事実です。

保育園なんかでは、社会福祉協議会のところにお邪魔しての交流、そういうこともしておりますし、公民館事業の中でもこういう交流はできるだけ図っていただいております。

しかし、地区の行事にしても、世代交代したということを経験にするかどうかは分かりませんが、今まで担ってきたところの高齢者の皆さんがなかなか参加してこなくなっているのは、どこの地区でもそうだと思うんですね。こういう意味では、高齢者の皆さんの持っている知識とか経験とか、こういったものが、何ていいますか、社会の中うまく使われていないという時代が来ている、こんな意味で社会参加の質が下がっているというようなことを今も思います。

したがって、様々な人が集える居場所、交流の場所っていうのは重要になってきますので、総合福祉センターの総合的な考え方、それと、何よりも、地域共生社会っていう考え方が大きくあるわけですので、これが地域の中、あるいは地区、つまり大草ですとか葛島、片桐といった単位の中でも交流が行われることが望ましいのかなと、こんなようなことも思っております。

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

総合福祉センター、すぐこのものということにつながるかどうかは分かりませんが、空き施設の利用は、将来的にはこういう面からもやっぱり検討を加えたいと思っております。

○4 番 （長尾 和則） 今、村長のほうから前向きなお答えをいただきました。ぜひその方向で御検討をお願いします。

今もおっしゃっていただいた高齢者の方々と子どもさんの世代の交流は、中川でもそうかと思いますが、現在でもデイサービス、宅幼老所というところではそういったことが個別に細かくされておる——高齢者と子どもの交流を始めたデイサービスは富山県が最初だそうであります。富山型デイサービスっていったかな、ちょっと忘れましたがけれども、全国にはそういったのがもう既にかなりある、これは民間の施設ということであります。

したがって、今、村長がおっしゃったとおり、そういった高齢者と子どもさん方の交流というのは全国的に、ニーズという言い方は変ですけども、そういった必要性があるんだろうなと思います。

それも含めまして、中川村の介護保険制度、それから地域福祉、これについては大きい課題が多々あるということはお分かりました。ですが、これを避けて通ってはいけない、前向きに正面で捉えて村全体で取り組んでいかなくてはならない問題だと思いを新たにいたしました。ぜひ今後とも頑張ってもらいたいと思います。

次であります。

大項目の2番目に入りますが、「飯沼橋の架け替えについて」質問をいたします。

主要地方道伊那生田飯田線——以下竜東線と呼ばさせていただきます。竜東線の飯沼から北組間の改良については、令和5年度に北組新橋梁手前までの沿道拡幅工事が始まり、いよいよ改良工事が本格的になります。この改良工事が完了すれば国道153号本郷地域から中川村竜東地域へのアクセスが格段によくなり、様々な面で利便性の向上が図られます。

特に飯沼地区の方々は、南北へのアクセスが格段に向上し、生活面及び防災面でもメリットが期待できます。早期の完成が待たれるところであります。

対象区間にある飯沼橋は、村道北山方飯沼線の橋梁として1974年に架設され、約50年が経過しています。

もう皆さん御承知のとおり、現状では橋梁の幅員が狭く、普通車同士のすれ違いができません。

竜東線の改良が進捗していけばおのずと飯沼橋の架け替えについても計画の俎上に載ってくるものと推測いたしますが、架け替えについては、村の橋梁から長野県の橋梁に変更となり、その工事も県が予算計上し、県道改良工事の一環として実施するものと思われまます。

質問の1点目です。

飯沼橋の架け替えについて現段階では平面図のみが県から村に提示されているとのことですが、それ以外の動きは長野県からあるのかお尋ねをいたします。

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

○建設環境課長 新たに計画されております天竜川を渡る——渡河する橋梁を含む主要地方道伊那生田飯田線の北組—飯沼間の改良工事につきまして、まずは現在の状況について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

北組—飯沼間の改良につきましては、竜東線整備促進期成同盟会及び竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会による要望活動の結果、平成27年に計画延長1,700mが県により事業化され、計画の主な構造物として天竜川を渡河する橋梁及び北組の手取沢から鬼戸までのトンネルが新設されます。

令和5年度の主な事業は用地、物件の調査と補償で、北組区間の補償交渉が進められてまいりました。

令和6年度につきましては北組の村道大草中央線交差点付近からの工事着手が予定されております。

本路線の改良につきましては、北組から天竜川の渡河前までの平面図が地元提示され、渡河部分についてはおおむねの位置が提示されているというような状況であります。

工事は南の北組側から順次始まるため、トンネル工事の後、飯沼区間の工事の最後に橋の工事となる見込みであり、現時点では橋の飯島側については計画が示されていないことから、橋梁自体の設計もまだ行われていないというような状況であります。

現時点でそれ以外の動きとしては、まだ何も提示されていないというような状況であります。

○4 番 （長尾 和則） 分かりました。現在は南側から始まって、橋梁については一番最後の位置づけということかと思えます。

そこで質問の2点目であります。

竜東線の松川町内にある宮ヶ瀬橋は古い橋の下流側に架けられましたけれども、2016年1月に着工し、6年の歳月を要して2021年12月に完成いたしました。

豊丘村河野と高森町山吹を結ぶ県道市ノ沢山吹停車場線の竜神大橋も着工されました。2020年に着工し、2025年度中の完成を見込んでいるようです。

いずれも五、六年かかっているということですね。

いずれの橋梁も長野県の施工ですけども、今申したとおり、着工から完工までに長い時間を要しております。

竜東線の飯沼—北組間の道路工事は、トンネル工事や手取沢新規橋梁工事等がありますので完成までにはまだまだ時間を要すると思えますけれども、対象の道路工事が完了しても飯沼橋の架け替えが完了していなければ、あの現在の橋の状況ですと利便性の向上というのは期待できません。

したがって、橋梁の工事等に時間を要することを考えますと、飯沼橋架け替えについても中川村と飯島町が共同して長野県に対して早期着工を求めていく必要があると考えます。

別に橋が先にできてはいけないということはないと思うんですね。先に、まずは橋になるべく早く着工して、道路完工までには橋ができていくという状況にすることも

中川村議会 令和6年3月定例会一般質問（3／8）長尾和則

必要かと思いますが、この点について村長の見解をお尋ねいたします。

○村 長 竜東線の北組から本郷間の工事については、今、課長も申し上げたとおり、まず手取沢から鬼戸にかけてのトンネル工事、その前に橋梁をかけて、それからトンネル工事を優先するということが決まっております。それで、トンネル工事を優先するときにはちょっとどちら側から掘るかっていうようなことも考えておるようでありませけれども、これは、まず県はここを最優先に取り組むということも伺っておるところであります。

それで、現在は村道として管理しております飯沼橋についてでございますが、橋梁の幅員が狭いこと、また、今説明がありましたとおり、建設後50年ということで、かなり老朽化した橋梁でもございます。

あわせて、今後の維持管理のコスト、そして新たにできる県道の橋梁により従来の役割が変わるといようなことを総合的に考えますと、飯沼橋の今後の方針については、やはり検討と協議を行っていく必要があるかと思っております。

先に県として新しい飯沼橋を架けていただく、あるいは調査に入って、橋台っていうんですか、位置を決め、橋台を先に打ち、それから橋脚を打ち、桁を載せていくというところで、5年～6年かかるということも十分予想ができるわけでございますけれども、どうもこのことを先にやるっていう、あるいは県がトンネル工事をやりながらそちらのほうにも予算をつけながらいくということは、ちょっとどうなのかなと、考えられるかといいますと、難しいかなというふうに思っております。

議員のおっしゃることもよく分かりますので、とにかく今のトンネル、それからその先の、何ていいますか、道路築造、こういったことを優先的に進めていただくように、何ていいますか、先ほど申しましたとおり、期成同盟会を使いながら、新たな橋梁の架橋も含めて——これは話の中で随時進めていきたいと思っておるわけですが、関係市町村と連携し、期成同盟会として、県、それから場合によっては国に対して強く求めていきたいというふうに思っております。

御承知のとおり、たまたま吉瀬一大草の道路改良の期成同盟会は、今、中川村長がその会長の任をいただいておりますので、この任をいただいておりますうちに、飯島町とともに積極的に、やはり働きかけていきたいというふうに思っております。

○4 番 （長尾 和則） よく分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

県の目線で考えると、竜神大橋が2025年度に完成する、その後は、私の知る限りでは橋梁の工事はないかと思っております。宮田かな、駒ヶ根かな、北の城橋、あれは国の予算でやるようですので、当面県の予算での橋梁の工事は、私の知る限りではこの付近にはないということも考えると、中長期で県と折衝していく手もあるかと思っておりますので、先ほど村長がおっしゃっていただきました、並行してやっていきたいということですので、ぜひお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。